

# 自費解体を予定している方へ

## （水道手続きのご案内）



### 1. 解体作業中の水道料金の支払い者を決める

- ・解体作業中の水道料金について、所有者様が解体業者のどちらが負担するか話し合いをしてください。

### 2. 水道料金を所有者様が負担する場合

#### 【水道使用中（開栓中）の場合】

- ・特に手続きは不要です。

#### 【水道休止中（閉栓中）の場合】

- ・解体前に所有者様が開栓の届出をしてください。※解体作業後、使用しない場合は閉栓届が必要です。（開栓・閉栓手数料（各500円）は水道料金に併せて請求させていただきます。）

### 3. 水道料金を解体業者が負担する場合

#### 【水道使用中（開栓中）の場合】

- ・解体前に所有者様が閉栓の届出をしてください。（開栓・閉栓手数料（各500円）は水道料金に併せて請求させていただきます。）

#### 【水道休止中（閉栓中）の場合】

- ・解体業者が開栓届を行い、作業終了後閉栓届を行います。

### 4. 給水装置（水道メーターボックス）を撤去したい場合

- ・給水装置（水道メーターボックス）は所有者様の大切な財産ですので解体後も残ります。やむを得ず撤去を希望する場合は、解体工事の前に、七尾市上下水道課水道グループまでご相談ください。（TEL0767-53-8432）

●水道の開栓・閉栓は上下水道料金お客さまセンター窓口・電話・電子申請で受付しています。

- ・水道の開栓・閉栓手続きは電子申請が便利です。

●開栓手続きはこちらの

QRコード 



●閉栓手続きはこちらの

QRコード 



## <お問合せ先>

### 《料金・開栓・閉栓に関すること》

上下水道料金お客さまセンター

七尾市神明町1番地（ミナ.クル2階）

電話番号：0767-53-8431

ファックス番号：0767-52-5109

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分  
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は除く）

### 《給水装置の撤去に関すること》

七尾市建設部上下水道課 水道グループ

七尾市袖ヶ町イ部25番地（本庁舎1階）

電話番号：0767-53-8432

ファックス番号：0767-53-3315

受付時間 平日：午前8時30分～午後5時15分  
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日は除く）